

## 議案第68号

北本市子ども・子育て会議条例の制定について

北本市子ども・子育て会議条例を次のように制定する。

平成25年8月28日 提出

北本市長 石津賢治

北本市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、北本市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表幼児問題審議会委員の項中「幼児問題審議会委員」を「子ども・子育て会議委員」に改める。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

3 北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の附属機関の表北本市幼児問題審議会の項を削る。

議案第68号参考資料

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市子ども・子育て会議条例附則第2項関係）

（下線は改正部分）

現 行				改 正 案			
別表（第2条、第3条関係） 報酬及び費用弁償				別表（第2条、第3条関係） 報酬及び費用弁償			
区分	報酬		費用弁償 （1日）	区分	報酬		費用弁償 （1日）
	支給区分	金額			支給区分	金額	
略	略	略	略	略	略	略	略
<u>幼児問題 審議会委員</u>	日額	5,500円		<u>子ども・子育て 会議委員</u>	日額	5,500円	
略	略	略	略	略	略	略	略

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市子ども・子育て会議条例附則第3項関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案																		
<p>別表（第2条関係） 第1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="264 663 1075 1061"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 663 546 711">附属機関名</th> <th data-bbox="546 663 1075 711">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 711 546 759">略</td> <td data-bbox="546 711 1075 759">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 759 546 911">北本市人権推進 審議会</td> <td data-bbox="546 759 1075 911">市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する必要な事項について調査審議する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 911 546 1007">北本市幼児問題 審議会</td> <td data-bbox="546 911 1075 1007">市長の諮問に応じ、<u>幼児行政に関する事項</u>について調査審議する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1007 546 1061">略</td> <td data-bbox="546 1007 1075 1061">略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関名	職務	略	略	北本市人権推進 審議会	市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する必要な事項について調査審議する。	北本市幼児問題 審議会	市長の諮問に応じ、 <u>幼児行政に関する事項</u> について調査審議する。	略	略	<p>別表（第2条関係） 第1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1149 663 1960 959"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 663 1431 711">附属機関名</th> <th data-bbox="1431 663 1960 711">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 711 1431 759">略</td> <td data-bbox="1431 711 1960 759">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 759 1431 911">北本市人権推進 審議会</td> <td data-bbox="1431 759 1960 911">市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する必要な事項について調査審議する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 911 1431 959">略</td> <td data-bbox="1431 911 1960 959">略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関名	職務	略	略	北本市人権推進 審議会	市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する必要な事項について調査審議する。	略	略
附属機関名	職務																		
略	略																		
北本市人権推進 審議会	市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する必要な事項について調査審議する。																		
北本市幼児問題 審議会	市長の諮問に応じ、 <u>幼児行政に関する事項</u> について調査審議する。																		
略	略																		
附属機関名	職務																		
略	略																		
北本市人権推進 審議会	市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する必要な事項について調査審議する。																		
略	略																		